

ご挨拶

村田輝夫（関東学院大学）

青森家庭少年問題研究会（以下、「当会」）は、2004年12月の設立総会以降、4年目を迎えました。会内外の皆様のご支援に改めて感謝申し上げます。当会の目的の一つに「試験観察」（少年法25条）中の少年に対する学生ボランティア（学ボラ）活動の支援があります。青森家裁調査官室との連携により、現在第3回目の学ボラ活動が順調に進められていることをご報告いたします。

当会は、学ボラ活動支援にとどまらず、設立前後から、家裁調査官、児童相談所等児童福祉関係の専門職、学校教員等の、当会の活動目的に関連する多くの方々を学習会講師としてお招きし、定期的な学習会を積み重ね、大変貴重な「学びの場」を形成してまいりました。そしてこの成果は弘前大学の一般教養（21世紀教育）科目として結実し、多くの学生諸君の教育にも提供することができました。

このような活動を積み重ねた結果、主たる問題領域を、少年司法・児童福祉・学校教育とし、それぞれの連携を目指す方向性が確立しました。そして、先進例の調査・研究の必要性を痛感していたその折、当会会員の研究プロジェクト「現代の青少年問題と大学教育の連携—その学際的可能性—」が平成16年度弘前大学学術奨励研究基金の支援対象テーマに選定され、学ボラでは先進的な取り組みを行っている「東京少年友の会」等へのヒアリングが実現し、さらに、弘前大学生涯学習教育研究センターとの共催で、講演とシンポジウム「現代の少年非行を考える」（2005年3月）を行うことができました。このあたりの経緯については、当会ホームページに掲載されている拙稿「司法制度改革と大学教育の課題—少年司法への連携を探る—」、及び、青森家庭少年友の会における宮崎秀一会員の「講話」（2006年）をご参照下さい。なお、日本司法福祉学会第6回京都大会（2005年）において、「少年非行問題と大学教育の可能性—児童福祉、学校教育、少年司法と連携した新しい教養教育の構築と学生ボランティア育成・支援—」と題して村田によりこれらの活動を紹介させていただきましたことを付言いたします。

さらに、このたび、宮崎秀一・飯考行・齋藤史彦・上原健二・鷲岳覚各会員（最上和幸会員の研究協力を予定）による「非行少年の自立支援『学生ボランティア』にみる司法・教育・福祉の連携可能性」という研究課題が科学研究費補助金（文部科学省所管）採択課題に選定されました。研究面においても当会の活動の推進が期待されていることの現れとして誠に喜ばしい限りです。この研究の進展を当会としても全面的に支援したいと考える次第です。

ところで、学ボラ活動推進の中核を担ってきた青森家庭少年問題研究会学生部会も、このたび teens & law という新名称を得て活動を一新いたしました。学ボラ活動、学習会活動に加え、児童福祉施設などを訪問しての子ども達との交流（BBS活動）、裁判傍聴や模擬裁判といった新しい活動も行う予定と聞いております。また、ボランティア団体である青森BBS連盟との交流も実現し、その活動のウイングを広げています。皆様方の一層のご支援をお願い申し上げます。なお、学生部会の活動を支えた学生諸君が、卒業後に、法務教官、教員、警察官、法科大学院学生等として当会に関係の深い分野で活躍中であり、当会としても、有為なる人材の育成にいささかでも寄与をなしたとすればこれに優る喜びはありません。

昨今、ややもすると浅薄な教育論議が横行しかねない風潮のなかで、少年司法・児童福祉・学校教育等の実務に学び、連携を図るという当会の地に足を付けた様々な活動は、学生諸君の創意工夫を凝らした活動とともに、今後より一層重要性を増すものと信じております。

以上、今総会の盛会を祈念して会長挨拶とさせていただきます。